

四国中央市公園照明灯 LED 化等 E S C O 事業に係る公募型プロポーザルの実施  
について

四国中央市公園照明灯 LED 化等 E S C O 事業に係る公募型プロポーザルの実施につ  
いて、次のとおり公告する。

令和 5 年 7 月 7 日

四国中央市長 篠原 実

1 業務の概要

- (1) 業務名 四国中央市公園照明灯 LED 化等 E S C O 事業
- (2) 業務内容 別記「四国中央市公園照明灯 LED 化等 E S C O 事業仕様書」のとお  
り
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 16 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案上限額 157,365,800 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 事業担当課

〒799-0413 愛媛県四国中央市中曾根町 500 番地  
四国中央市建設部都市計画課 都市公園係  
電 話 0896-28-6231  
F A X 0896-28-6189  
E-mail toshikeikaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

3 応募条件

- (1) 応募要件及び応募者の資格要件
  - ① 応募者は、本事業を遂行する能力を有する単独企業又は複数の企業で構成されるグループとする。
  - ② グループでの応募は、代表者を 1 者選定し、その者を本市との対応窓口とすること。
  - ③ 応募者の構成員は、四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱（平成 21 年四国中央市告示第 126 号）第 2 条の規定により、令和 5 年 8 月 4 日（金）17 時までに「令和 5・6 年度建設工事等入札参加資格審査申請書」を提出し、本事業の入札参加資格を有する者であること。
  - ④ 参加表明時は、応募者の構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
  - ⑤ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることは出来ない。また、応募者の構成員の子会社が他の応募者の構成員となることは出来ない。
  - ⑥ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、

本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

- ⑦ 3(2)①(ア)の事業役割を担う者は、これまでに省エネルギー保証を行うESCO事業を受託し、遂行した実績を有する者であること。構成員が複数いる場合は、少なくとも代表者は本要件を満たす者であって、愛媛県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- ⑧ 3(2)①(ウ)の施工役割を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する電気工事業の許可を受けており、市内に本店を有し、かつ、令和5年度四国中央市競争入札有資格業者名簿中「電気」に登録されている者であって、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(その審査基準日が参加表明書の提出する日前1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。)の結果通知書中「電気」において総合評定値が650点以上かつ完成工事高の平均が1億円以上の者であること。
- ⑨ 3(2)①(エ)の維持管理役割を担う者は、建設業法第3条第1項に規定する電気工事業の許可を受けており、市内に本店又は支店を有し、かつ令和5年度四国中央市競争入札有資格業者名簿中「電気」に登録されている者であること。

## (2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割をすべて担う者とし、グループの構成員が各役割を分担する。なお、構成員は、複数の役割を兼務することができる。
  - (ア) 事業役割  
本市との対応窓口となり、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に係る諸手続きを行い、事業全体を統括し、業務遂行の責を負うものとする。
  - (イ) 設計役割  
設計及び計画に関する業務をすべて実施する。
  - (ウ) 施工役割  
施工管理及び施工に関する業務を実施する。
  - (エ) 維持管理役割  
維持管理に関する業務を実施する。
  - (オ) その他の役割  
上記(ア)から(エ)までのほか、必要な役割を担う。
- ② 応募者は、各役割でそれぞれの事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途本市に提出すること。なお、その合意書には、各役割を担う事業者全員が本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

## (3) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることができない。

- ① 法人格を有していない者
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- ③ 公募開始の初日から優先交渉権者決定の日(優先交渉権者がなかった時は、本募集の終了を宣言した日)までの間に、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成16年四国中央市告示第35号)第2条の入札参加資格停止を受けている者
- ④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、四国中央市暴力団排除条例(平成23年四国中央市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けているものを除く。)
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75条)の規定により破産の申立てがなされている者

#### 4 参加表明書及び資格確認書類の提出

本プロポーザルに参加しようとする応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を以下により提出すること。

##### (1) 受付期間

令和5年7月24日(月)午前9時から令和5年8月10日(木)午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等を除く。

##### (2) 提出方法

持参又は郵送(受付期間までに必着)により提出すること。

##### (3) 提出先

2の事業担当課

#### 5 参加資格確認結果、提案要請書の通知等

令和5年8月18日(金)に参加資格の確認結果及び提案要請書を応募者(代表者)に文書で通知する。

#### 6 事業提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本プロポーザルの事業提案書を以下のとおり提出すること。

##### (1) 受付期間

令和5年8月21日(月)午前9時から8月31日(木)午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等を除く。

##### (2) 提出方法

持参又は郵送(期日までに必着)により提出すること。

##### (3) 提出先

2の事業担当課

#### 7 プレゼンテーション、ヒアリング

審査日程及び方法

日程：令和5年9月上旬

※ 応募者数により時間割を行い、本市より連絡を行う。

方法：プレゼンテーション形式

提案時間：説明20分以内 質疑20分程度

参加人数：5名程度

#### 8 優先交渉権者の特定

企画提案の審査は、四国中央市公園照明灯LED化等ESCO事業受託者選定委員会において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、審査基準に基づき、総合的に評価及び判断し、優先交渉権者を特定する。

#### 9 その他

(1) 優先交渉権者の特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。

(2) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(3) その他の詳細については、募集要領による。